

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

令和4年度進捗状況

かけがえのないみどりを守るための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和4年度			
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由	
風致地区や自然公園区域等の保全	51	都市計画課	条例及び施行規則に基づく指導助言を行い、良好な景観の保全及び確保に努めた。適正に事務を行うことができた。	◎		引き続き、条例及び施行規則に基づく指導助言を行い、良好な景観の保全及び確保に努める。事務を進める中で課題が出れば対応を検討する。
	51	農林水産課	保安林区域の保全に努めている。	◎		保全に努める。
三上山や希望が丘文化公園周辺のレクリエーション機能の充実	51	企画調整課	8月に開催された希望が丘文化公園運営推進協議会にて、湖南省、竜王町と共に公園の管理運営状況や滋賀県希望が丘文化公園活性化方針（骨子案）について意見交換を行った。活性化方針については、今後滋賀県においてさらなる検討が進められるため、状況に応じて意見交換等を行う予定である。	◎		希望が丘文化公園運営推進協議会での意見交換や、希望が丘文化公園活性化方針に係る意見交換を行い、希望が丘文化公園のさらなる活性化に努める。
永原御殿跡の公園整備	51	文化財保護課	整備基本設計を策定した。その過程で、竹林の伐採整理を継続して行った。	◎		遺構として残存している本丸土塁の修復について実施設計を行い、一部の工事に着手する。

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

令和4年度進捗状況

かけがえのないみどりを守るための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和4年度			
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由	
里山の利活用と保全	52	農林水産課	3/4(土)に「漁民の森づくり」を開催し、大篠原地先にてコナラと桜の苗木を植樹。森林組合と漁業関係者等、計69名が参加。	◎		森林組合と植樹計画地を協議し、事業を継続する。
	52	環境課	山部会による活動として、里山・林道の保全作業や里山に親しむイベント、他団体との協働・交流活動など全87回実施した。また新型コロナウイルスの影響で中止となったイベント等あったが、感染対策を講じながらも活動を実施した。 ①里山・林道の保全作業(38回)371名参加 ②里山に親しむイベント(8回)189名参加 ③森づくり塾、遺跡文化財見学(6/4)21名参加 ④森づくり塾、リース・ツル箆作り(12/3)22名参加 ⑤植物観察(3回)21名参加 ⑥タコガエル調査(2回)12名参加 ⑦他団体との協働活動(6回)52名参加	◎		野洲市環境基本計画に基づき、里山の保全活動や、市民参加型イベントの実施を行うとともに、活動のPRを行う。
鎮守の森の保全	52	文化財保護課	2年計画で実施していた保存活用計画策定事業が終了。オブザーバーとして必要な策定支援を行い、保存活用計画が策定された。	◎		策定した保存活用計画に基づき、森林保全に関する計画策定を支援していく。
	52	都市計画課	市内の巨樹・巨木の現地調査と景観重要樹木等の指定手続きについて確認を行った。指定を検討するにあたっては、指定の要件に合致するか等が課題となることを整理した。	◎		指定の要件に合致するか等について確認する。課題整理の内容を踏まえ、引き続き景観重要樹木等の指定について必要性も含めて検討する。
古墳など歴史資源周辺の緑の保全	52	文化財保護課	史跡公園は、来訪しやすいよう植栽等の日常管理に努めた。古墳の石室特別公開を11月3日に実施した。	◎		引き続き、日常管理・環境整備に努める。古墳石室の特別公開を継続し、市民に来訪の機会を提供する。

かけがえのないみどりを守るための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和4年度			
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由	
琵琶湖や琵琶湖畔のみどりの保全	53	環境課	びわ湖の水と地域の環境を守る会として、琵琶湖岸にヨシを植栽し、湖岸の侵食防止や水質浄化等に努めた。 ①ヨシ群落再生・松林保全活動(11/3)175名参加 約1,000株を琵琶湖岸に植えた。 ②中主小びわ湖環境学習(12/6)100名参加 約200株を琵琶湖岸に植えた。	◎		野洲市環境基本計画に基づき、ヨシの植栽を継続する。また、ヨシの利用方法を検討していく。
野洲川緑地、吉川緑地（湖岸緑地中主吉川地区）の維持・管理	53	都市計画課	野洲川緑地では、野洲川河川公園において、自然・環境保全に配慮した管理をした。 吉川緑地の施設の充実に向け、施設の適正管理と遊具の設置等滋賀県に要望した。	◎		野洲川緑地では、野洲川河川公園において、引き続き、自然・環境保全に配慮した管理をする。 吉川緑地の施設の充実に向け、引き続き施設の適正管理と遊具の設置等滋賀県に要望していく。 また、滋賀県が進める吉川緑地活性化に向けた取組に協力する。
水路の活用	54	農林水産課	多面的機能推進事業等の推進、ゆりかご水田の推進等に努めた。	◎		引き続き、多面的機能推進事業等への取組面積の拡大を図る。
農地の保全	54	農林水産課	環境保全型農業の推進等に努めた。	◎		引き続き、環境保全型農業への取組面積の拡大を図るため、新規対象者に対して、丁寧な説明を行う。
観光農園、貸農園としての活用	54	農林水産課	農地の貸農園、観光農園としての利活用については、状況に応じて必要な方に働きかけている。	△	農地を貸農園、観光農園として活用するためのハードルが高く、希望者が少ない。	農地の貸農園、観光農園としての利活用については、状況に応じて必要な方に働きかけていく。

活力と交流を生むみどりを増やすための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和4年度			
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由	
身近な公園の適正配置	55	都市計画課	公園の立地状況、利用状況、地域の意向を踏まえて、今後の公園の在り方を検討する公園再編計画を策定し、各公園の再編の方向性を示した。	○	長期的未整備となっている都市公園について、都市計画決定の見直しや、再整備に向けた検討には至っていないため。	各公園の再編の方向性を示した結果を自治会にフィードバックし、今後のあり方を協議する。
公園緑地の再編と再生	56	都市計画課				
長期末整備公園の見直し	56	都市計画課				
公園施設の長寿命化の推進	57	都市計画課	整備基本設計を策定した。その過程で、竹林の伐採整理を継続して行った。	◎		公園再編計画を活用し、公園施設長寿命化計画を策定する。
地域による維持管理	57	都市計画課	地域の公園・緑地の維持管理を地元やシルバー人材センター、NPO団体等と実施した。適切な維持管理が引き続き図れるよう、シルバー人材センターと委託業務内容について協議した。公園再編計画を策定する中で、地元自治会を中心とした維持管理に関する課題が明らかになった。	◎		地域の公園・緑地の維持管理を、地元やシルバー人材センター、NPO団体と連携し実施する。適切な維持管理が引き続き図れるよう、シルバー人材センターと委託業務内容について、随時、見直しも検討する。地域の公園・緑地のあり方について、地元自治会と協議する。

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

令和4年度進捗状況

活力と交流を生むみどりを増やすための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和4年度			
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由	
新規都市公園の整備	58~60	都市計画課	新規都市公園の整備につながる公園再編計画を策定し、既存の各公園の再編の方向性を示した。	△	公園再編計画では、新規都市公園の検討には至っていないため。	公園再編計画を活用し、新規都市公園の必要性・代替性・実現性等を評価し、都市計画決定に向けた取組みにかかる検討を行っていく。
野洲川河川公園の維持管理の充実	60	都市計画課	当該公園については指定管理者である市内のNPO法人と伴に公園緑地の維持管理に努めた。	◎		引き続き指定管理者制度による公園緑地の維持管理を行うとともに、公園機能の在り方についても検討していく。 また、公園施設長寿命化計画の策定をする。
民間活力の活用	61	都市計画課	野洲川河川公園についてはきめ細かく市民ニーズに対応し、市民満足度の向上を図ることを目的に、引き続き指定管理者制度による管理に努めた。	◎		野洲川河川公園についてはきめ細かく市民ニーズに対応し、市民満足度の向上を図ることを目的に、引き続き指定管理者制度による管理を行っていく。 また、新規の都市公園の整備の際は、パークPFI等の官民連携の手法を活用した公園整備を検討する。

身近なまちのみどりを育むための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和4年度			
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由	
公共施設の率先的な緑化	63	総務課	除草場所や除草回数が増える一方、限られた予算の中で、令和4年度野洲市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づく障害者就労施設等への業務委託による除草、シルバー人材センターへの業務委託による除草、その他市職員による除草を実施することにより、適切に公共施設等を維持管理することができた。	◎		引き続き年間を通じた除草作業等により、公共施設等の適切な維持管理、景観向上に努める。
道路の緑化	63	道路河川課	路肩の除草や街路樹の剪定など維持管理をシルバー人材センター、NPO団体と実施した。また、補正予算確保により手つかずであった路線の街路樹剪定を進める事ができた。適正な維持管理が引き続き図れるよう、シルバー人材センターと委託業務内容について協議した。また、倒木の恐れのある樹木については、伐木・撤去を進めた。シルバー人材センターの対応可能範囲や直営作業員による対応可能箇所など今後の課題整理を進めた。	◎		街路樹など市道の維持管理を、地元やシルバー人材センターと実施する。適正な維持管理が引き続き図れるよう、シルバー人材センターと委託業務内容について、随時、見直しも検討する。今後の維持管理に対する課題整理を進め、自治会など地域との協働が可能な緑化を検討する。
学校施設の緑化	63	教育総務課	適時に剪定をすることにより、適切な維持管理に努めた。	○	今年度の樹木剪定業務委託にて剪定を実施したが対応しきれない樹木も存在するため。	引き続き、適時に伐採や選定をすることにより、適切な維持管理に努める。

身近なまちのみどりを育むための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、
理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和4年度			
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由	
周辺と調和した住宅緑化の促進	64	都市計画課	整備基本設計を策定した。その過程で、竹林の伐採整理を継続して行った。	◎		「野洲市景観計画」に基づき指導を行い、良好な景観の保全及び確保に努める。 地区計画内での建築行為についても、良好な景観形成が図れるよう指導を行うことにより、周辺と調和した住宅緑化の促進を図る。 事務を進める中で、今後、課題が出れば対応を検討する。
	64	住宅課	「開発行為に関する指導要綱」の各基準に基づき、開発事業者に対し適切に開発指導を行うことができた。	◎		引き続き、市内において行われる開発については、「開発行為に関する指導要綱」に基づき、開発事業者等の積極的な協力を得て敷地内の緑等を確保することで、良好な環境の確保及び周辺と調和した住宅緑化の促進を図る。
	64	協働推進課	協定を締結した自治会に対する継続的な支援を行うことができた。	◎		引き続き協定を締結した自治会に対する継続的な支援及び新たに協定を締結しようとする自治会の育成に努める。
	64	環境課	分譲宅地や共同住宅等の住居系開発に対し、開発申請時等に、「野洲市生活環境を守り育てる条例」に基づき、緑化に務める様指導した。 指導件数：22件	◎		引き続き、条例に基づき、市民に対し緑化の推進を啓発していく。

身近なまちのみどりを育むための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和4年度			
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由	
質の高い工場・事業所緑化の促進	65	商工観光課	「開発行為に関する指導要綱」の各基準に基づき、開発事業者に対し適切に開発指導を行うことができた。	◎		引き続き、市内において行われる開発については、「開発行為に関する指導要綱」に基づき、開発事業者等の積極的な協力を得て敷地内の緑等を確保することで、良好な環境の確保及び周辺と調和した住宅緑化の促進を図る。
	65	環境課	場・事業所等の事業系開発に対し、開発申請時等に、野洲市生活環境を守り育てる条例による緑化の基準により、面積に応じた緑地を確保するように指導した（工場立地法対象を除く）。 指導件数：7件	◎		引き続き、条例に基づき緑地の確保を指導するが、必要に応じ、緑化の基準の内容等を見直すことを検討する。

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

令和4年度進捗状況

市民とともにみどりの輪をひろげるための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和4年度			
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由	
みどりの活動への支援	66	農林水産課	みどりに関する普及啓発活動を県と連携して実施した	◎		啓発も含め、関連する事業の情報発信。
	66	都市計画課	技術的援助や、費用の助成制度の適用には景観重要樹木等を想定している。景観重要樹木等の指定を検討するにあたり、市内の巨樹・巨木の現地調査と景観重要樹木等の指定手続きについて確認を行った。指定の要件に合致するか等が課題となることを整理した。	◎		指定の要件に合致するか等について確認する。課題整理の内容を踏まえ、引き続き景観重要樹木等の指定について必要性も含めて検討する。
みどりを担う人材の育成支援	66	農林水産課	緑の少年団の事業計画を受けて、補助金の交付決定を行った。	◎		引き続き緑の少年団の育成支援を行う。
	66	環境課	整備基本設計を策定した。その過程で、竹林の伐採整理を継続して行った。	◎		引き続き、野洲市環境基本計画により、緑の推進委員会による活動を継続して支援するとともに、課題である後継者等の人材確保のための情報発信に取り組む。
	66	都市計画課	みどりの活動を行っている市民活動団体への支援を行い、みどりに関する活動に関心がある市民・団体の紹介等を通じ、人材育成や担い手の広がりにも努めた。	○	従来からの活動の支援にとどまり、将来を見据えた人材育成や新たな支援団体発掘までには至らなかったため。	引き続き、みどりの活動を行っている市民活動団体への支援を行い、みどりに関する活動に関心がある市民・団体の紹介等を通じ、人材育成や担い手の広がりにも努めるとともに、維持管理が必要な公共施設等と市民をつなぐための、アダプト制度のような新たな仕組みを検討する。

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

令和4年度進捗状況

市民とともにみどりの輪をひろげるための施策

◎…良好 : 80%以上
 ○…概ね良好 : 50%以上80%未満
 △…やや低調 : 50%未満

○、△のときは、理由を記入

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	令和4年度			
			今年度の取組結果・状況	進捗状況		次年度の事業計画
				◎○△	左記の理由	
市民やまちづくり団体との連携	67	市民サービスセンター	今年度、野山を散策して自然に親しむ活動をする団体の新規登録があり、機関紙「つながり」に活動の様子を掲載して、広く周知を図った。また公益社団法人が主催する「緑の都市賞」に永年ピオトープや環境整備を定期的に行っている団体を推薦するなど、緑化活動団体を支援することができた。	○	コロナ禍により、企業との連携ができなかった。	企業等と連携して、市民活動団体が緑化活動や環境整備を継続的に行えるよう支援する。
	67	企画調整課	新たな大学との連携協定締結に向けた準備を行った。大学連携について先進的な取組を進めている他市と協議を進め、本市における大学連携の推進の土台を作った。	○	協定に基づく連携について、審議会等の委員依頼が多く、推進体制や具体的な連携事項の検討を進めていく必要があるため。	新たな大学との連携協定を締結する。滋賀県立大学や滋賀大学との連携協定に基づき、お互いに有する資源を活用した地域社会の発展や人材育成に努める。
企業との連携	68	都市計画課	企業と連携して自然保護に取り組まれている市民活動団体への支援を行った。	◎		市内市外を問わずみどりの活動に興味がある企業については、市内の活動団体の活動内容の紹介や団体とのマッチングによる交流促進を行うことにより、市内の緑化活動への広がりに努める。また、市から企業へのより積極的な働きかけと具体的な仕組みづくりを検討する。
	68	環境課	緑の推進委員会が、野洲川北流跡地の自然の森を整備するにあたり、近隣の事業者等と連携して取組を進めた。 ①オムロン(株)野洲事業所との協働作業 ②野洲青年会議所と共催で光と竹のカーニバル	◎		引き続き、緑の推進委員会が事業者との連携を継続することを支援するとともに、連携を通じて後継者の確保や人材の育成を図る。
	68	農林水産課	県からの情報等を生産森林組合へ情報提供を行った。	◎		森林保全活動に取り組みたいと考えている企業に対し、生産森林組合を通じ活動フィールドの紹介するなど、企業の森林保全活動を支援していく。
みどりに関する情報交流	69	広報秘書課	継続して広報紙の発行を行うとともにホームページの適正な管理に努めた。また、新たな情報発信手段としてLINEを導入し、多様な人々に情報を提供することができた。	◎		読みやすく、利用しやすい構造となるよう随時改善するとともに、情報発信手段の適正な管理に努める。